景観まちづくりにおける数値基準の策定プロセスとみどり景観への効果に関する研究 - 西宮市甲陽園目神山地区における「間口緑視率基準」に着目して -

# A Study on the process of making a numerical criterion and its effect of green landscape in landscape planning

-A case study of "green-occupancy rate of opening width" in Koyoen-Megamiyama, Nishinomiya City-

都市計画分野

高木悠里

本研究は、西宮市甲陽園目神山地区を対象に数値基準の策定プロセス及びみどり景観への効果を明らかにする事を目的とした。結果、間口緑視率の策定プロセスでは市と住民が共働して目標空間像を共有し、基準による空間を描く事で効果のある基準が策定されたことが明らかとなった。みどり景観への効果に関しては、間口緑視率はみどり景観に寄与し、街路の折れ曲がりや勾配によって更にみどり景観を豊かにできる事、面積等敷地条件には無関係に効果があることが明らかとなった。

The purpose of this study is clarifying the process of making a numerical criterion and its effect of green landscape in Koyoen-Megamiyama, Nishinomiya City. In the process of making green-occupancy rate of opening width, administration and inhabitants shared the objective spatial vision, and they made an efficient criterion by describing it. Concerning effect of green landscape, it is affected by green-occupancy rate of opening width, a curve and a incline in the road. But lot area doesn't affect green landscape.

#### 1. はじめに

#### (1)研究の背景・問題意識

2005 年の景観法施行以来、景観まちづくりが各地で進んでいる。その手法としては基準を用いた規制誘導が主であり、建築物等に対するルールづくりが最重要となる<sup>1)</sup>。しかし景観まちづくりでは、定性的な基準は見られるが、具体論としての数値基準が少ないため景観を具現化することが難しく、景観まちづくりの推進が難しい所以といえる<sup>2)</sup>。今後はその目標や進め方に応じて工夫を図り、基準の決め方の可能性を広げていくことが課題である<sup>3)</sup>。更に基準を住民が守り、基準によって美しい景観を形成していく必要がある。

西宮市景観計画に位置づけられる甲陽園目神山地区 景観重点地区は、甲山に位置する自然地形の残る緑豊 かな住宅地である。甲陽園目神山地区まちづくり協議 会(以下協議会)と西宮市(以下市)が協働して間口 緑視率等の数値基準を策定し景観まちづくりに取り組 んでいる先進的な例である。

#### (2)研究の目的

①目神山地区における数値基準の策定プロセスを明らかする。②間口緑視率基準導入によるまちの変化から基準の実効力を把握する。③間口緑視率から目神山の景観を評価し、間口緑視率基準のみどり景観への効果を示す。以上より数値基準により景観まちづくりを推進する方法に関する知見を得ることを目的とする。

#### (3)研究の方法

研究の方法を示す(図1)。

#### 図1 研究の方法

#### (4)研究の位置づけ

本研究は景観計画・基準の策定プロセスの研究、基準と景観の関係を分析した研究、目神山地区を扱った一連の研究に位置づけられる。景観計画・基準の策定プロセスに関する研究には宋ら<sup>4)</sup>の研究が、基準と景観の関係を扱った研究には赤崎<sup>5)</sup>の研究が、目神山に関する研究には田中ら<sup>6)</sup>や重村ら<sup>7)</sup>の研究が挙げられる。本研究では景観に関する数値基準の策定プロセスと基準と景観の関係を併せて分析する。また目神山に関する研究には建築家石井修の住宅設計手法や目神山の開発経緯を扱ったものがあるが、近年のまちづくり活動を扱ったものは見られない。

#### 2. 全国の景観計画の比較と目神山地区の位置づけ

#### (1) 全国の景観計画における景観形成基準の数値基準

景観法を用いた景観まちづくりの推進には、景観計画及び景観形成基準を定める必要がある。全国の景観計画における数値基準の策定状況を表1に示す(1)。

表 1 全国の景観計画の景観形成基準における数値基準の策定件数

壁面後退 (m)	高さ (m)	敷地面積 (㎡)	建蔽率 (%)	色彩 (マンセル)	屋根の 勾配 (寸)	緑地率 緑被率 (%)	緑視率 (%)	壁面の 投影面積 (㎡)	容積率 (%)
一般的な地区(区域)について									
24	64	3	3	220	19	35	2	1	0
『重点地区』等について									
55	88	2	4	157	14	32	1	2	1

表1中の数値は各数値基準を定める景観計画の件数 である。緑視率に関する数値基準を定めた景観計画は 西宮市景観計画と三田市新市街地景観計画の2件であ り、重点地区等(2)では目神山地区のみであった。

# (2) 西宮市景観計画及び甲陽園目神山地区の位置づけ

上記3件の内容を比較したものが表2である。

表 2 緑視率を定める景観計画の比較

	西宮市景観計画	西宮市景観計画 甲陽園目神山地区景観重点地区	三田市新市街地景観計画
策定日	平成 21 年 5 月	平成 23 年 10 月	平成 22 年 7 月
区域	西宮市全域 (重点地区は別途)	甲陽目神山町の一部 (市景観計画とは異なるルール )	ニュータウン 6 地区
届出規模	区域による(目神山は イ区域)…高さが 10m を超、または建築面積 が 500 ㎡を超えるもの	行為に係る部分の床面積が 10 ㎡を超えるもの	建築物の外観に係る部分の見 附面積が 10 ㎡以上のもの、ま たは建築物の屋根に係る部分 の表面積が 10 ㎡以上のもの
緑視率 基準	区域による イ区域:間 口緑視率10%以上	間口緑視率 15%以上 (旗竿敷地等は 20%以上)	緑視率 20%相当の 緑視面積
上位計画 ・他の緑 に関する 規制	場所による	・第一種低層住居専用地域 ・地区計画:敷地面積の最低 限度:330㎡(一部200㎡) ・風致地区(緑地率40% 以上の確保)	・全6地区に対応する地区計画、敷地面積最低限度:170~250㎡(テクノパーク地区は5,000㎡であるが、工業団地)・他のみどりの規制なし

西宮市景観計画は全国で初めて緑視率を景観形成基 準に導入した景観計画である。目神山地区は、三田市 新市街地景観計画の区域と比べ、地区計画により敷地 面積最低限度が大きい為ゆとりある空間が残ると共に、 風致地区にて緑地率が担保される。そこで、目神山地 区は景観まちづくりを行う自治体の中で緑に関して最 も積極的なルールを整備したまちと位置付けた。

#### (3) 間口緑視率の考え方・算出方法

間口緑視率基準の考え方及び市景観計画における算 出方法と目神山地区における算出方法を示す(図2)。

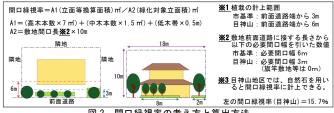


図 2 間口緑視率の考え方と算出方法

#### 3. 目神山地区のまちづくりのルールの策定プロセス

## (1) まちづくりのルールの策定プロセス

目神山地区の市街化の変遷を見ると、土地区画整理 組合の土地区画整理と石井修の住宅設計の影響が大き い。その結果として、目神山には自然地形が残り、複 雑に折れ曲がる起伏の変化が激しい街路と豊かなみど りで表わされるまち並みが形成された。その点は既往 研究が詳しい 6)7)8)。しかし土地区画整理組合の解散後、 敷地の細分化や緑の減少が見られ、それに対応して協 議会が設立し、まちづくりのルールを策定していくこ とになる。協議会が策定した各ルールの策定プロセス を明らかにする。協議会役員会にて検討されたルール (案) 及び検討内容の変遷を役員会資料から把握し、 協議会・市・コンサルタントへのヒアリングにてそれ を補完した。各内容及び策定経緯の概略を表3に示す。

表3 各ルールの内容及び策定経緯の概略

名称	甲陽園目神山地区 地区計画	甲陽園目神山地区 みどりのガイドライン	甲陽園目神山地区 景観重点地区
策定時期	平成 15 年 4 月	平成 20 年 6 月	平成 23 年 10 月
位置づけ	都市計画法に基づく 法定ルール	地区計画を補完する紳士協定	みどりのガイドラインに強制力を持たせる為の景観法に基づくルール
対する課題 ルールの能力	<ul><li>・マンション問題</li><li>・敷地の細分化</li><li>・それに伴う緑の減少</li></ul>	<ul><li>・みどりの減少</li><li>・地区計画で定める事ができなかった緑の項目を定める。</li></ul>	<ul><li>・みどりの減少</li><li>・みどりのガイドラインの一部を景観法によって担保する。</li></ul>
ルールの目標 基本方針	「自然と共生するコミュニ ティ豊かなまち」	「みどりの成熟による目神 山地区の価値向上」 「目神山らしいみどりのま ち並み景観誘導」	「自然と共生するみどり豊か なまち」
規制の内容	・建築物の用途の制限 敷地面積の最低限度 住宅地区[1]: 330 ㎡ 住宅地区[2]: 200 ㎡ 壁面の位度の制限 敷地面積 500 ㎡以上の場合 ⇒道路境界線から 1.5m 敷地面積 500 ㎡末高の場合 ⇒道路境界線から 1.m 敷地直積 500 ㎡末高の場合 →道路境界線から 1.m 形態もしく拭意匠の制限 垣、櫃一機造の制限	・道路端より2mの範囲の一定の縁被量の確保 ・前面道路からの一定量以上の縁視量の確保 ・隣地境界とのセットバック空間の縁化 ・ガレージのまち並み縁化 への配慮 ・目神山景観木の継承と保全	【景観形成指針 (誘導基準)】 ・立地特性・・形態意匠・まち並みとの調和 ・色彩・・設備機器の修景・緑化・・外構計画・外構計画・・ 大・ ・
策定に至る概要	土地区画整理組合の解散後、 配慮のない開発が散見され 観した為、平成12年にお 会が設立する、協議会は市よ りョンサルタント派遣を受 け、最初にまちづくりの目標 像として「即間目神・田原目と 様として「即間と まちづくり構想」を策定し、 地区計画の検討に入り、平成 15年 地区に変定された。	平成 17 年に宅地開発業者書 8 社による開発が協議会で 問題となり、地区計画で定め ることができなかったみど の項目を定めることにな る。最初に石井修を囲み、目 神山のみどりとまちづく が ものガイドラインが検 対され、平成 20 年に策定。	みどりのガイドラインの内容 を法的に担保する為計、協議に位 所へ西宮市都市寺観景観形の 近の指定を発明を関するとなり西 で市景観帯のを策定人をり で市景観計画に基づく景観重点 が開からない。 が成立の指定の為の検討が行む れ、平成23年に策定された。



次に、各ルールの策 定プロセスの詳細を、 市と協議会の主張・取 り組みに分類して表 4 から表6に示す。

左に地区計画図を示す。

表 4 地区計画の策定プロセス

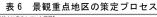
3X					
			まちづくり協議会	西宮市	
H12年7月 H13年6月		らづくりの 票策定期	まちづくり協議会設立 まちづくり基本構想承認	— コンサルタント 派遣	
H13 年 7 月~ 11 月	地区計画 (地区整備計画)	建築物の 敷地面積 最低限度	コンサル提案 330 ㎡を希望	300 m提条	
	基準の検	壁面位置 の制限	教地面積 500 ㎡以上:道路から 2 敷地面積 330 ㎡以上:道路から 2		
	討	用途、形態 意匠、垣・柵 の制限	コンサル提案 🔷 協議 🚽	ほぽコンサル提案 のまま確定	
H13年12月	地区計画(案) の周知、広報 合意形成		地区計画(案)説明会		
H14年2月			地区計画(案)アンケート調		
H14年5月			第2回地区計画(案)説明会		
H14年8月			地区計画(案)反対者との意	見交換会	
H15年4月			甲陽園目神山地区均	包区計画 策定	

表 5 みどりのガイドラインの策定プロセス

・みどりの減少、まち並み景観誘導への対応、風致地区では不十分な前面道路沿いのみどりの保全 ・地区計画では担保できないみどりの保全、敷地面積 330 ㎡以上でも目神山らしくない住宅の増加

Į	・㈱S社開発地区に代表される大規模開発とそれに伴うみどりの減少への恐れ						
				まちづくり協議会	西宮市		
	H18年 11月	目標空間 (12番坂 認識と共	() の	建築家・石井修との勉強会 【石井の意見】 ・前面道路沿いのみどりが最重要である ・隣様間の極軟が目神山の魅力を高めて ・目神山を「日本一のみどりのまち」に	いる。		
	H18年12月 ~ H19年3月	みどりのガイドライン 検	みどりのガイドライン 基準の検討	コンサル塔塞 - 「開始後より20 か新聞の一定の縁起 - 「開始後より20 か新聞の一定の縁起 - 「国際地域果稀との中か、少空間の縁と - 「日神山景観末の裾栗と保全」 「日神山景観末の裾栗と保全」 - 「日神山景観末の裾栗と保全」 - 「日神山景観末の裾栗と保全」 - 「日神山景観末の裾栗と保全」 - 「新聞道器からの一定量以上の縁程! ある程度東行力の あるんルールにしたい - 重見 - (案) 別	とり		
		討	取組整理	今後の取り組みとして  ・西宮市都市景観条例に基づく 都市景観計画に位置づけられる 「都市景観形成地区」の指定 を目指すこととなる	→ 相談		
	H19年8月	みガイの広合 どイン周報意	ラ 案) 、	みどりのガイドライン(案)説明会 【説明会での質疑(抜粋)】 ロ:ガイドラインは拘束力がないが? ん:令独市の動作差報形成地区指定を目 みどりのガイドライン(案)アンケ 「アンケートでの意見(抜粋)】 ・ルールを法定のものにし、強制力を持 を求める	一ト調査		
Ì	H20年6月			みどりのガイドライン 策定			

地区計画の策定 プロセスは、数値 基準の議論が深い。 敷地面積の最低限 度と壁面位置の制 限は、市から敷地 面積の頻度分布状 況及び壁面後退距 離の実績に関する 資料が提示された ことで議論が捗っ たと考えられる。 特に敷地面積の最 低限度は協議会と 市に乖離が見られ る。次に策定され たみどりのガイド ラインは紳士協定 である為、緑に関 して相当理想的な 項目を定めている。 検討の事前に石井 修との勉強会を開 催することで目標 空間像として 12 番坂及び石井建築 のイメージが協議





現地調査を実施し、その結果を反映することで目神山 にふさわしい基準を策定しようとしていたことが分か る。また間口緑視率基準は市が導入の意味を説明し、 協議会と協働して検討された事が分かる。次に、地区 計画における住宅地区[1]の敷地面積の最低限度及び 重点地区における間口緑視率基準の二つの数値基準の 策定プロセスの詳細を把握する。

【主な結果(抜粋)】 ・間口緑視率基準既存不適格物件:94 軒/ 550 軒≒175

甲陽園目神山地区景観重点地区 策定

基準がよく検

「討されている。

## (3)地区計画-敷地面積の最低限度の策定プロセス

協議会は敷地面積の最低限度を定め、ゆとりある住 空間の確保と、狭小住宅が並ぶことによる敷地内の緑 の減少に対応することを目指していた。住宅地区[1] の敷地面積最低限度の案の変遷を表7に示す。

表 7 住宅地区[1]敷地面積の最低限度(案)の変遷

	案 0	案 0'	案 1	案 2	案 3	案 4	案 5
住宅地区[1] 敷地面積最低限度	500 m²					300 or 330 m²	330 m²
役員会	(事前協議)	(事前協議)	第14回	第15回	第16回	第 17 回	第 18 回
日付			H13.7	H13.8	H13.9	H13.9	H13. 10
備考	区画整理 組合の規定	(旧)まちづく り憲章の基準				敷地面積頻度 分布表の提示	案の確定

表 8 住宅地区[1]

H23年3月

H23 年 10 月

20	敷地面積頻度分布表						
	住宅	地区【1】					
	数(筆)	面積(m²)					
200 m²	58 筆	9,192.36 m²					
以下	7.9%	2.5%					
201~	100 筆	25,662.94 m²					
300 m²	13.7%	7.0%					
301∼	186 筆	64,803.77 m <sup>2</sup>					
400 m²	25.4%	17.7%					
401∼	145 筆	65,545.10 m <sup>2</sup>					
500 m²	19.8%	17.9%					
501~	84 筆	45,645.55 m²					
600 m²	11.5%	12.5%					
601 m²	159 筆	154,960.74 m²					
以上	21.7%	42.3%					
合計	732 筆	365,987.46 m <sup>2</sup>					
日前	100%	100%					

案 0 及び案 0'は役員会資料に は残らないが、ヒアリングによ って把握した最初期の案であり、 区画整理組合の組合規定(3)及び (旧)まちづくり憲章<sup>(4)</sup>に定めら れていた基準値である。対して 市は敷地面積最低限度を 500~ 400 ㎡で定める地区計画の例が

極めて少ないこと、既存不適格が大量に出る恐れがあ ることを理由に、公共の福祉である法定都市計画が策 定可能な限界として300㎡を提案した。その際に敷地 面積の頻度分布を調査し、協議会に提示している。そ れが表8である。次に協議会及び市に対して、住宅地 区[1]の敷地面積最低限度を現在どのように考えてい るのか、ヒアリングを行った(表9)。

表 9 住宅地区[1]敷地面積の最低限度についての現在の協議会・市の考え

X = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	2
まちづくり協議会	西宮市
<ul><li>敷地面積と敷地内の緑の量はほぼ比例する為、</li></ul>	<ul><li>・今にして思うと 400 ㎡や 500 ㎡でも良かった。目神</li></ul>
少しでも敷地面積の最低限度は上げておきた	山の景観を守るには、500㎡でも十分とは言えない。
<b>かった</b> 。当時は 500 ㎡、400 ㎡を望んでいたが、	当時は「高級住宅地」のような特殊な地区を出すこ
市が不可能と言うなら仕方ないと感じていた。	とに反対であったが、現在はそのような地区があっ
<ul><li>課題に早急に対応しなければならなかった為、</li></ul>	ても構わないと感じる。
330 ㎡でどのような住宅やまち並みが形成され	<ul><li>・本当に検討するならば、基準値による既存不適格の</li></ul>
るか、といった具体的なイメージはなかった。	<b>割合を精査するべきであった</b> と思う。

当時市は500㎡の案に対して頑なであったが、現在 は柔軟な考えを持っている。協議会の認識と併せると、 敷地面積最低限度の策定は失敗に終わったと言え、そ の為に次のルールが策定されたと考えられる。また市 が課題に挙げた既存不適格の精査について、表8から は詳細な検討はできなかったと言える。そこで市提供 資料より当時の敷地面積の状況を詳細に把握した。

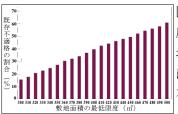


図4より、敷地面積最低限 度を 10 ㎡ずつ大きくする 場合、既存不適格の増加率 は一定である。つまり既存 不適格の割合を精査する

図4 敷地面積と既存不適格の関係 と 330 ㎡に根拠は見られ ず、敷地面積によって形成される空間をイメージしな がら案を出す事や、既存不適格の割合だけでなく敷地 面積と緑の関係を議論する等の方法も考えられ、役員 会に提示された案と協議方法の乏しさを指摘できる。

# (4) 景観重点地区-間口緑視率基準の策定プロセス

協議会は間口緑視率により目神山の景観を保全しよ うとしている。その景観とは、間口緑視率基準によっ て形成されるみどりがつくる景観である。これをみど り景観とする。みどり景観の意味を示し、目神山地区 が間口緑視率を導入した目的を明らかにする(表 10)。

表 10 「みどり暑期」が示す音味の分析方法と結果

	【10 「みこり京観」かぶり息味の方析方法と指来
・協議会が景観 説明をした際	: 把握した内容から分析する。 ままちづくりにおいて重視しているポイント、市が間口緑視率導入の その説明内容を、協議会、市へのヒアリングにより把握する。 地区景観重点地区の景観形成の基本方針に記述される内容を把握する。
【結果】	
協議会が 重視する ポイント	<ul> <li>近景として、循路を歩いている時に見えるみどりの景観</li> <li>・遠景としてみえるみどりの景観</li> <li>・何よりもみどりが大事である</li> </ul>
間口緑視率 基準導入の 背景と目的	<ul> <li>前面道路のみどりの基準であるので遠景は必ずしも担保できない。 近景として街路を歩いた時に見えるみどりの景観は担保できる。</li> <li>全ての建築に間口縁視率基準を定めることで、街路景観としてのみどりの景観が豊かになる。</li> </ul>
景観形成の 基本方針	<ul><li>・緑、石、水等の自然との共生を図るとともに、 『通りごとの特性を活かしたまち並みの形成に努めます。』</li></ul>

表 10 にその方法と結果を示す。結果より、みどり景 観とは「街路景観として見えるみどりの景観」である と言える。つまり間口緑視率基準は街路景観としての みどり景観の形成を目的に導入されたことになる。表 11 に間口緑視率基準の策定プロセスの詳細を示す。

間口緑視率基準の検討では、現地調査を行った後、 図面や写真によって基準によるみどりのしつらえや空

表 11	間口緑視率基準の策定プロセス
------	----------------

		10	
基準	値(案)	役員会	検討内容及び当日意見
検討	30%	第 110 回	・市景観計画の 10%を基に 30%を提案
1	, -	H21.3	・既存住宅の間口緑視率を把握しながら進めることを確認
現地調査	_	H21.4	【現地調査報告内容】 ・間口緑視率が 0-100%に近いものまであった ・道路端から 3m の範囲になくともよく見えるみどりがある。 全市基準の計上範囲を変えるべきか?
検討 2	l	第 111 回 H21.4	・現地調査結果の報告 ・市基準の計算方法で間口緑視率30%の場合の建築と緑の様子 を図面に描き、みどりのしつらえをイメージし、検討
検討 3	I	第 113 回 H21.7	<ul> <li>必要問口幅を3mと6mの2パターンで、間口緑視率が15%、20%、30%の場合を図面に落とし、合計6タイプを検討・間口緑視率による緑のしつらえと達成する難しさを比較する。</li> </ul>
検討 4		第 114 回 H21.8	石井修設計の住宅3軒について、植栽図面から間口緑視率を 試算して検討。必要間口幅を3mと6mの2パターンで試算 し、間口緑視率の計算方法を検討する 自然石使用の場合、間口緑視率を緩和することを決定      上記を勘案しながら、既存不適格が出すぎないように基準を 定めていくことを決定
検討 5	ı	第 115 回 H21.9	・目神山地区の間口緑視率算出方法を決定       心要問口幅     3m     0m       計上可能範囲     道路境界線から6m       自然石예完線化計上     排半50%で計上       ・上記計算方法で目神山地区内の建築を試算、しつらえを検討
検討 6	15% (20%)	第 116 回 H21.10	<ul> <li>旗竿敷地を接道間口幅が4m以下の敷地と定義することを決定 ・旗竿敷地等の基準地として20%が決定</li> <li>一般敷地の基準地として、間口幅16mの敷地に高木2本、中木2本、低木帯5mの縁視=15% が提案され、決定</li> </ul>
	案にて ⋮定	第 117 回 H21.11	・旗竿敷地等 20%、一般敷地 15%で確定

間のイメージを共有しながら検討を進めている点等、 評価できる点が多い。またその検討に先立ってみどり のガイドラインにて「緑視」の概念が協議会に共有さ れていた事も検討が捗った理由である。図5はガイド

ラインに描かれる「緑視」 のイメージであり、間口緑 視率と同じ概念である(図 2参照)。一方みどり景観に 関する議論が無かった点 は課題として指摘できる。



図5みどりのガイドラインにおける 「緑視」のイメージ(参考11)より)

#### (5) 数値基準の策定プロセスの評価

#### 表 12 目神山地区における数値基準の策定プロセスの評価

- 敷地面積の分布状況を提示することである程度地区の現状を共有し、協議が捗った。 【課題点】
- つである、肝心の「みどり」に関する議論ができなかった ・敷地面積最低基準の案が 500 ㎡、400 ㎡、330 ㎡、300 ㎡と短絡的であり、また敷地面積の頻度分布に関しても 100 ㎡ごとのデータしか提示できず、敷地面積最低限度の数値が変わる場合の既存不適格の状況を精査できなかった。
  - ・既存不適格の割合を議題にしか協議できておらず、実際の空間イメージが欠落していた
  - 【評価できる点】市景観計画の策定とタイミングが一致したことで、市と協働した検討が出来た
- ・ 市景殿計画の東定とダイミンクが一致したことで、市と協働した検討が出来た。 ・間口縁視率の計上範囲の変更等、目中山の実態に即した計算方法の段階から協議できた。 ・みどりのガイドラインの検討期における石井修との勉強会の効果もあり、目標とする空間イメージを12番坂等、具体的に共有できていた。またイメージをみどりのガイドラインで具現化していたために、間口縁視率の導入と協議が進めやすかった。 ・既存不適格を出しすぎないことを意識しながら、算出される間口縁視率の数値と、それによる建築とみどりとのしつらえを具体的にイメージして議論できたため、無理がなく、ある程度効果の期待できる基準が策定できた。
- - 1476년(57) 間口縁視率によって、街路を歩いて見た時のみどり景観を担保出来るのかの議論がなかった。また目神山地区の特徴である自然地形に対応できるのかの検討がなかった。

上記2つの数値基準策定プロセスの評価が表12であ る。敷地面積最低限度と間口緑視率基準の策定プロセ スを評価すると、前者ではその検討方法に課題点が、 後者では評価できる点が多い。特に目標像を共有して から実際に基準によって生まれる空間を描き、検討で きた点から、検討方法が大きく深化しているといえる。

#### 4. 景観とルールの関係-間口緑視率基準導入後の変化

# (1)間口緑視率基準の役割

各主体が考える間口緑視率基準の役割を新築案件へ の役割、重点地区指定によって生まれた既存不適格へ の役割に分類してヒアリングにより把握した(表 13)。 更にその内容から、新築案件への役割及び既存不適格 への役割について各三つの役割に整理した(表 14)。

表 13 各主体が考える間口緑視率基準の新築案件・既存不適格への役割

	7 日工体が方える同日は沈千至年の7	的未来们 郑门 [ 起门 5 区门
	新築案件への役割	既存不適格への役割
協議会	・新築案件は必ず 15%を守ってくれるので、効果は感じている。 からまで長低限度であり、協議会が設ける新築案件事前説明会の場ではそれ以上を求める。「15%は最低限度であり、必ず守って頂きますが、協議会としてはそれ 以上を求めます」という説明をしている。	不適格への働きかけと改善が課題。 ・目神山に住むことで居住者の意識は 変わるはずであり、ルールづくり等 の取り組みの意味を理解してもら えれば居住者の意識は変わるはず。
市	<ul><li>・15%は守られるので、効果は感じる。</li><li>・あくまで最低限度。それ以上は居住者さん個人の頑張りにかかっている。</li></ul>	・改築等、次の工事の際には届出が必要。その時に対応して頂く。
コンサル	・無理に基準を守ってもらわなくても良く て、開発することが手間であると感じて 配慮のない開発業者や施主が目神山に入 ってくることを諦めてくれれば良い。	

	表 14 间口树	祝平基準の役割
	新築案件への三つの役割	既存不適格への三つの役割
Eul	配慮のない業者・施主の排除	改築等の次の工事の際には 15%が

の役割	配慮のない業者・施主の排除	以来等の状の工事の際には 15%が守られる という法定ルールとしての役割
第二 の役割	間口緑視率 15%の確保	ルールづくりの趣旨を理解してもらうこと で、居住者の意識が変わり、改善に繋がる
	間口緑視率 15%を超える要望を 出す際のツールとしての役割	自然石による補完緑化等の項目を設定、改善 意欲が湧き上がるような基準としての役割

#### (2) 間口緑視率基準導入後の変化と役割の反映状況

表 14 にまとめた間口緑視率基準の役割が実際に目 神山のまち、住宅に反映されているのか確認する。協 議会提供資料・重点地区指定前後の新築案件の植栽図 から間口緑視率を算出し、比較した。また重点地区指 定時の既存不適格を協議会提資料から把握し、その改 善状況を現地調査にて把握、目視により間口緑視率を 算出し比較した。結果を下表にまとめる。

表 15 重点地区指定前後の間口緑視率変化

	指定	以前			指定	以後	
	着工	竣工(予定)	間口 緑視率		着工	竣工 (予定)	間口 緑視率
0 邸	H20.10	不明	32.7%	和 取 T	H24. 4	H24.11	127.3%
F邸	H21. 5	不明	31.4%	F邸	H24. 7	H25. 1	23.2%
S邸	H21.10	H22. 3	24.3%	和即	H24. 8	H25. 2	39.1%
K低	H22.10	H23. 4	30.9%	K低	H24. 8	H25. 7	31.9%
S邸	H23. 7	H23.12	11.7%	M邸	H24. 12	H25. 5	42.7%
Y KB	H23. 7	H23.12	26.1%	K邸	H25. 1	H25. 6	36.2%
F邸	H23. 7	H24. 2	27.2%				
		平均値	26.4%			平均值	50.1%

表 16 既存不適格の改

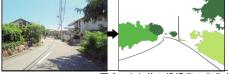
	<b>宜</b> 桁 未
景観形成基準(多	案)に
関する不適格物化	牛調査
調査日	H23.3
既存不適格物件数	94 軒
既存不適格改善	調査
調査日	H24.12
自主的な植林によ る改善	1 軒
植栽の生長による 改善	3 軒

表 15 から新築案件への第二の役割が確認できるが、 竣工した案件が1軒しかなく、第三の役割は確認でき なかった。既存不適格の改善物件は少なく、既存不適 格への取組みが最大の課題であることは確認できた。

#### 5. 景観とルールの関係-みどり景観への効果

#### (1) 間口緑視率とまち並み緑視率

本来前面道路から見えるみどりの割合を示す間口緑 視率の集合が、みどり景観を担保できるかは定かでな い。そこでみどり景観の評価指標にまち並み緑視率を 設定し、間口緑視率のみどり景観への効果を明らかに まち並み緑視率の考え方を図6に示す。



まちかみ緑視率の箟出は. 写真中のみどりの割合を まちなみ緑視率とする。 左:まち並み緑視率=26.1%

図6 まち並み緑視率の考え方

#### (2) 間口緑視率・まち並み緑視率調査対象と算出方法



図 7 調査対象街路の位置図と選定理由

2つの緑視率を求める街路と選定理由を示した(図7)。 次に2つの緑視率の算出方法を表17と表18に示す。

表 17 まち並み緑湖 窓管出方法 表 18 問口 緑湖 本管 出方法

衣 ロ より	世の秘笈半昇山刀だ	五 衣 10	间口球批当	
	率は、撮影された写真 面積比より算出する。 H24.9.30, 10.5, 10.9	沿道敷地の植栽	関を全て入	っ把握されるが、対象街路 Fすることは難しいため、 F成し、緑化対象立面積及
撮影地点	各調査対象街路を 10m間隔で写真撮影 坂道の上り方向と下 り方向共に撮影 街路の中心から正面	視率とみどり 点を当てて分析 計上しない。	景観の関係を、 折する。そのだ 間口緑視率の記	出する。なお今回は間口緑 特に間口上のみどりに焦 と と と と と と と と と と と と と と と に き と に き に き
撮影方向 カメラの角度	を向いて撮影 水平	写真撮影日	H24.11.29, 11.30, 12.3	• 算出例
地面からレンズまでの高さ	約 1.5m	撮影地点	道路端より、 反対側の敷 地を約2m間	
カメラの種類 水平画角 垂直画角	Nikon-D5000 60° 42°	カメラの角度	地を約 2m 间 隔で撮影 水平	
焦点距離	31mm	地面からレン ズまでの高さ	約 1.5m	間口長=15.9m
	緑視率 211	カメラの種類	Nikon -D5000	立面等換算面積=20.8 m² 緑化対象面積
	口緑視率は	水平画角 垂直画角	47° 66°	=((15.9 - 3)×10)=129 ㎡ おおよその間口緑視率
129 敷地	を求めた。	焦点距離	27mm	=20.8/129=16.1%

# (3)調査対象街路の概要

街路・敷地の空間特性及びその算出方法を以下の様に定義する

調査対象街路及び敷地の空間特性を図8に示す。

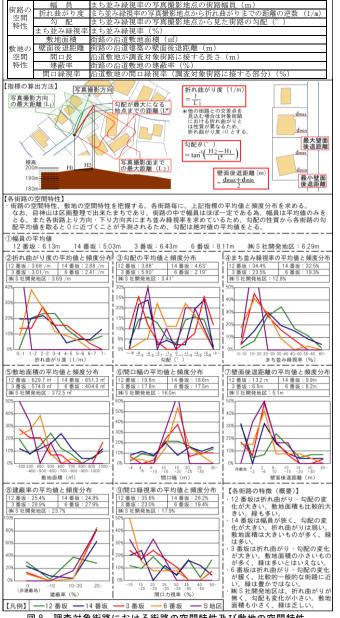


図8 調査対象街路における街路の空間特性及び敷地の空間特性

#### (4)まち並み緑視率と街路・敷地の空間特性の関係

分析にあたって、敷地の空間特性をまち並み緑視率 に対応させるために指数化した指標を定義する(図9)。

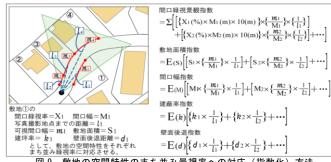


図 9 敷地の空間特性のまち並み量視率への対応(指数化)方法 まち並み緑視率と間口緑視景観指数の相関から、間 口緑視率はみどり景観を形成可能か分析した(図10)。

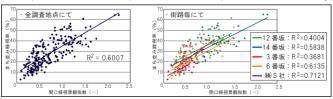


図 10 間口緑視景観指数とまち並み緑視率の相関

まちなみ緑視率と間口緑視景観指数は相関するが、 街路毎に見るとその決定係数に差があった。空間特性 を鑑みると、折れ曲がり・勾配の変化の小さい比較的 一般的な街路(6番坂、㈱S地区)の方が決定係数が 高く、間口緑視率とみどり景観の関係が分かりやすい。

次に、まち並み緑視率を被説明変数に、その他街路・ 敷地の空間特性を説明変数として重回帰分析を行い、 空間特性とみどり景観の関係を分析した(表19)。

<b>五</b> 19	エ つ 2	T + 2 1/4/4 1	,	-, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -	// - D + /	T 141 14	主の演	IVIN		
	全対象地点				12 番坂			14 番坂		
R2(補正)			0.729	0.708		0.716				
有意 F	0.000		0.000			0.000				
観測数	211		70			45				
	系数	t 値	P 値	系数	t 値	P 値	系数	t 値	P 値	
間口緑視景観指数	26.48	16.33	0.00	26.07	9.157	0.00	22.37	7.492	0.00	
勾配 (°)	-0.796	-8.154	0.00	-1.293	-7.456	0.00	-1.256	-4.794	0.00	
折れ曲がり度(1/m)	1.067	4.284	0.00	0.898	-2.153	0.035	0.474	0.734	0.468	
幅員(m)	0.137	0.217	0.828	-13.00	-1.905	0.061	-6.291	-0.622	0.537	
敷地面積指数	-0.123	-1.844	0.066	-0.236	1.944	0.056	-0.235	-1.169	0.249	
間口幅指	3.085	1.102	0.272	0.073	0.015	0.987	-0.228	-0.038	0.969	
壁面後退距離指数	4.001	4.573	0.00	4.805	3.139	0.002	-0.593	-0.252	0.802	
建蔽率指数	108.5	1.217	0.225	21.04	0.120	0.897	51.66	1.007	0.220	
AT IIX 十1日 XX	100.5	1.21/	0.225	21.04	0.129	0.897	31.00	1.007	0.320	
定版十四级	106.3		0.225	21.04						
足版平值数 R2(補正)	108.3	3番坂	0.225	21.04	6番坂		※有意水	、準 5%末	-満の説	
R2(補正)	108.3			21.04		0.788	※有意水 明変数	、準 5%末 数を赤字	-満の説	
	108.3		0.611	21.04		0.788 0.000	※有意か 明変数 してい	<準 5% 未 数を赤字 いる。	に満の説 で表現	
R2(補正) 有意 F	系数		0.611	系数		0.788 0.000	※有意水 明変り してい ※なお、	(準 5%末 ) ) ) (株S 社)	・満の説 で表現 開発地区	
R2(補正) 有意 F		3 番坂	0.611 0.000 50		6番坂	0.788 0.000 33	※有意が 明でい いなおい につい	、準 5% 未 数 を 赤 字 いる。 (㈱S 社) いては、4	満の説現 で表 地区 育意なモ	
R2(補正) 有意 F 観測数	系数	3 番坂 t 値	0.611 0.000 50 P値	系数	6番坂 t 値	0.788 0.000 33 P値	※有明しないが、	(準 5% 未 数を赤字 いる。 (㈱S 社) (株) (株) (株) (株) (株)	満で が 発意な が が が が が の 表 が の を が も に の た の も に の た の も の も の に の に の に の に の に の に の の に の に の の の の の の の の の の の の の	
R2(補正) 有意 F 観測数 間口緑視景観指数	系数 32.52	3 番坂 t 値 5.749	0.611 0.000 50 P値 0.00	系数 28.14	6番坂 t値 9.157	0.788 0.000 33 P値 0.00	※ 明しなにデた	、準 5% 未 数 を 赤 字 いる。 (㈱S 社) いては、4	に満の説 で表現 開発地区 自意かな () (225)。	
R2(補正) 有意 F 観測数 間口緑視景観指数 勾配(°)	系数 32.52 -0.842	t 値 5.749 -5.616	0.611 0.000 50 P値 0.00 0.00	系数 28.14 0.441	t 値 9.157 1.189	0.788 0.000 33 P値 0.00 0.246	オ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	<ul><li>準 5% 未</li><li>本 5% 未</li><li>今 6</li></ul>	満で 発音なから。 第132 (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	
R2(補正) 有意 F 観測数 間口縁視景観指数 勾配 (°) 折れ曲がり度 (1/m)	系数 32.52 -0.842 1.533	t 値 5.749 -5.616 2.980	0.611 0.000 50 P値 0.00 0.00	系数 28.14 0.441 -1.216	t 値 9.157 1.189 -0.928	0.788 0.000 33 P値 0.00 0.246 0.363	オリンスをはいる おり ないがん いいがん いいがん はいがん はいがん 回ち影が かいがん はいがん はいがん かいがん かいがん かいがん かいがん かいがん かいがん かいがん か	<ul><li>準 5% 未</li><li>5% 未</li><li>5 赤 。</li><li>3 社 、</li></ul>	満で 発意なから。 第15なから。 第15なから。 第15なから。 第15なから。 第15なから。 第15なから。 第15ながら。	
R2(補正) 有意 F 観測数 間口縁視景観指数 勾配(*) 折れ曲がり度(1/m) 幅員(m)	系数 32.52 -0.842 1.533 -6.732	t値 5.749 -5.616 2.980 -0.883	0.611 0.000 50 P値 0.00 0.00 0.00	系数 28.14 0.441 -1.216 1.227	t値 9.157 1.189 -0.928 0.187	0.788 0.000 33 P値 0.00 0.246 0.363 0.853	オリンスをはいれば、	<ul><li>準 5% 未</li><li>5% 未</li><li>5 赤 、</li></ul>	満で 発意なから。 東京から225。 東京が225。 東の連 東の連 東の連 東の連 が 東の連 の 東の 東の 東の 東の 東の 東の 東の 東の 東の	
R2(補正) 有意 F 観測数 間口縁視景観指数 勾配(*) 折れ曲がり度(1/m) 幅員(m) 敷地面積指数	系数 32.52 -0.842 1.533 -6.732 -0.141	t値 5.749 -5.616 2.980 -0.883 -1.392	0.611 0.000 50 P値 0.00 0.00 0.383 0.171	系数 28.14 0.441 -1.216 1.227 -0.959	t値 9.157 1.189 -0.928 0.187 -1.787	0.788 0.000 33 P値 0.00 0.246 0.363 0.853 0.086	が萎い、いえ有は対地、対	<ul><li>準 5% 未</li><li>5% 未</li><li>5 赤 。</li><li>3 社 、</li></ul>	満で 発意ない。 の表 地なから。写し非め の記23。写し非め	

表 19 まち並み緑視率と街路・動地の空間特性の関係

表 19 より、全地点で見るとまち並み緑視率には間口 緑視率だけではなく街路の勾配・折れ曲がり、沿道敷 地の壁面後退距離が関係していることが分かる。下り 坂や折れ曲がりを望むとみどり景観は豊かに見える。 同様の傾向が12番坂にも見られる。しかし勾配の緩や かな6番坂、折れ曲がりの少ない14番坂、6番坂では それらの影響は見られない。目神山の特徴である起伏 や折れ曲がりの多い街路ではそれらはみどり景観に作 用するが、一般的な街路に近ければ作用しないと言え る。このため、まち並み緑視率と間口緑視景観指数は 一般的な街路に近いほど相関したと考えられるが、目 神山らしい街路ではその特徴を活用して更にみどり景 観を豊かにすることが可能であると言える。壁面後退

距離については基本的にみどり景観に影響している。 一方、地区計画策定時の課題であった敷地面積や間口 幅については、みどり景観には影響しないことが分か る。これらの原因を図11に整理した。



図 11 街路・敷地の空間特性がみどり景観に与える影響

以上より、間口緑視率基準はみどり景観の形成に寄 与するだけでなく、折れ曲がりや勾配によってはみど り景観を更に豊かにできる。また敷地特性を見ると間 口緑視率と壁面後退距離のみが影響する事から、敷地 面積や間口幅等敷地の大きさとは無関係に、個々人が 住宅の配置に配慮し地区計画に定められる壁面後退距 離を遵守し、間口緑視率を向上させていくことで間口 緑視率の集合であるみどり景観は豊かになる。

本研究では以下の事を明らかにした。

まちづくりのルール及び数値基準の策定に関して、 地区計画の敷地面積最低限度の議論については協議会 と市が対立しており、その検討方法及び案の乏しさ、 緑に関する議論及び実際の空間イメージの欠落等課題 が指摘出来た。また敷地面積最低限度の策定失敗によ り新しいルールがつくられていった流れが把握できた。

間口緑視率基準の策定プロセスでは、市景観計画の 策定とタイミングが重なったことで市と協働して法定 ルールが検討できたこと、その前段階で建築家・石井 修を囲んでの勉強会を実施した事で具体的な目標空間 像が協議会に共有出来ていた事及びそのイメージをガ イドラインで既に形にしていた事で間口緑視率に関す る議論が意味のあるものになったことが分かった。ま た実際の検討内容では、目神山の実態を調査した後、 間口緑視率基準の算出方法の段階から慎重に、図面や 写真を用いて基準によって生まれる空間を実際に描き ながら検討した事で効果の期待できる基準が策定出来 たことが明らかとなった。これは地区計画時の検討方 法における課題に対して評価できる点である。

間口緑視率基準によるまちの変化及び基準の実効力 については、まず間口緑視率基準に期待される役割が、

新築案件に対して及び既存不適格に対してそれぞれ把 握できた。新築案件に対する実行力は確認できたが、 既存不適格への実効力は確認できなかった。間口緑視 率基準には自然石の補完緑化による基準緩和の項目が あり、既存不適格の自主的な改善を促すような基準を 目指して検討され、住民が納得する基準が策定された が、既存不適格の改善には時間が必要であり、今後の 協議会の取り組み課題として指摘出来た。

基準と景観の関係については、前面道路のみどりと しての意味でのみ議論されていた間口緑視率基準のみ どり景観への効果を明らかにした。みどり景観をまち なみ緑視率によって評価し、間口緑視率と街路・敷地 の空間構成とで分析することで、間口緑視率はみどり 景観に寄与する事が明らかとなった。また目神山のよ うな折れ曲がりや起伏等複雑な街路形態を持つまちで は、その特性を活かしながらよりみどり景観を豊かに していくことが可能である事が伺えた。また敷地面積 とは無関係に、個々人が住宅の配置と間口緑視率に配 慮することでみどり景観は豊かになることが分かり、 これは地区計画策定時の課題を補完するルールとして 機能しうる事を示しており、間口緑視率基準を検討・ 導入した成果が伺える。またこれらの特徴を活かして みどり景観形成を啓発する事で、課題として挙げた既 存不適格の改善も進む可能性があり、景観まちづくり を推進していく原動力にもなるとも考えられる。

## ■補注

- 交通省「景観行政ネット」に記載される 334 件の景観計画か 握した。景観法施行から平成 24 年 3 月時点までに策定され (1)国十 た全国の景観計画の概要及び景観計画書 web ページへのリンク
- を記載している。(http://www.keikan-net.org/) 2012.7.30-8.16 確認(2)景観計画では特定の区域を区切って、特に景観形成を図る区域に指定し、区域全体の基準に特別の基準を付加する事が出来る。本論ではこの区域を「重点地区等」としている。
- (3)目神山地区の区画整理を行った甲陽園土地区画整理組合では、組合施工に関する規定として土地の分筆における敷地面積 500 ㎡以下の禁止を定めていた。
- (4)地区計画の策定と共に廃止された(旧)目神山地区まちづくり憲章は、目神山地区の自治会が昭和52年に定めたまちづくりに関する自主的なルールであり、紳士協定として土地の分筆における敷地面積400㎡以下の禁止を定めていた。

- 1)日本建築学会(2005)「景観まちづくり-まちづくり教科書第8
- 巻」p8 2)自治体景観政策研究会編(2009)「景観まちづくり最前線」 pp385-389 3)日本建築学会編(2005)「景観まちづくり -まちづくり教科書第8
- p73
- 4)未暁晶・池田孝之、安里直美(2010)「重点地区景観形成基準の 策定プロセスとそこにおける住民と行政との調整について -沖 縄県浦添市仲間重点地区を事例として-」日本建築学会計画系論
- 都市計画学会
- 都市計画論文集、No.39-3(117)、pp697-702 公子(1992)、「住宅地における住民による景 都中計画子会、和中計画調入集、No.37-3(117)、poor-102 7)重村力・本井聡子 (1992)、「住宅地における住民による景観形成の研究 -西宮市甲陽園目神山を事例として」日本建築学会近畿支

- 11)甲陽園目神山地区まちづくり協議会(2008)「みどりのガイドライン」 12)増田昇・下村泰彦・安部大就(1989)「都市景観形成に係る街路 緑化手法に関する研究」日本造園学会、造園雑誌、52(5)pp.318-323 13)黒田正巳(1992)「空間を描く遠近法」彰国社

#### ◆討議 [ 宮本先生 ]

基準によって景観を誘導する事は良い事なのであろうが、基準が多すぎても無駄に感じる。普通の緑地率でも設計する際には馬鹿らしく感じる事があるし、設計の自由度も下がる。そして次に間口緑視率との事である。確かに石井修との勉強会から始まった面はあると思うが、既に石井修の理念から外れていると感じる。目神山の家 No.8 は全面擁壁であり、壁面後退ゼロであるが、建築として素晴らしい。しかし、このような家は建てる事が出来なくなる可能性が高い。その点についてどう考えているのか。

◆ 回答:間口緑視率等のルールは、目神山に対して 全く配慮を持たないハウスメーカーのような設計 者に対応するためにある。殆どの住宅では間口緑 視率基準15%が達成されている。また、間口緑視 率15%というのは実際には厳しい基準ではなく、 ある程度普通に設計すれば容易に達成できるもの であり、その中で自由な設計がなされれば良いと 考えている。それよりも、前面道路に一切みどり を置いてくれないような配慮の無い設計者・施主 に対応する為の最低限度を定めたルールである。

#### ◆ 討議 [ 徳尾野先生 ]

間口緑視率よりも、敷地面積の最低限度が 330 ㎡という事が目神山の景観に効いているのではないか。例えば敷地面積が 100 ㎡ぐらいの場所で間口緑視率の基準があると本当に意味があると感じる。330 ㎡あると、基準がなくてもある程度みどりが豊かになるだろう。また当は、敷地面積が 100 ㎡ぐらいのところでどうやったらみどりを豊かにしていけるか、という事を考えてもらいたいが如何だろうか。

◆ 回答:敷地面積が小さい場合での検討は本研究では行っていない。しかし、今後考えなければならないと思うし、また考えていきたいとも思う。また目神山について言えば、敷地面積の最低限度が330㎡であり、みどりが豊かな住宅も多い。しかしみどりを植えてくれない住宅も散見される。目神山の住民は、そのような住宅が少しでも存在していることを問題視している。以上の問題に対応し、目神山のみどり景観を守るために住民が望んでいるルールであり、たとえ贅沢であっても目神山にとって必要なルールであると考えている。

## ◆討議 [ 吉田先生 ]

第5章について、間口緑視率の既存不適格の敷地・住宅がまちなみ緑視率に与える影響について分析・考察がなされていない。既存不適格があることによって、まちなみ緑視率は下がるはずである。また、地区計画は比較的設計の自由度が高いが、間口緑視率基準は設計の自由度を侵すおそれがあり、一律に定めて良いのかという議論があったが、どうしても既存不適格となってしまう住宅はみどり景観の観点からみてどうなのか。間口緑視率を達成しなければならないのか。

◆ 回答:既存不適格がみどり景観に与える影響については、定量的な分析は出来ていない。なので、みどり景観の観点から見て既存不適格の扱いについては、本研究から言う事は出来ない。しかし、まちづくり協議会や住民は全ての住宅が間口緑視率基準を達成することを望んでおり、達成するべきであると考える。また研究の枠から外れてしまうが、実際には間口緑視率基準については自然石使用等の緩和措置があるので、たとえみどりを植える事が出来なくとも間口緑視率基準を達成することは可能である。

#### ◆討議 [ 吉田先生 ]

勾配や折れ曲がりがみどり景観に影響するとのことで あったが、これを活かす方法とは何かあるか。

◆ 回答:間口緑視率が既存不適格の住宅に対して、「せっかく坂道沿いに住んでいるのだから」「せっかく折れ曲がりの地点に住んでいるのだから」といった説明をすることによって間口緑視率の向上をお願いすることは出来ると思う。また下り坂を望む方向に沿ってみどりを開放するといったみどり景観の演出方法もあると考える。